

岐阜県公報

第 百 十 六 号
令和 二 年 六 月 三 十 日
(火曜日)

規 則

岐阜県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十七号

岐阜県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県肥料取締法施行細則（昭和二十六年岐阜県規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表五の項及び六の項を次のように改める。

5 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の(1)に定める動物由来たん白質であつて、同(1)の表の第2欄に定める確認済セラチン等以外のものをいう。以下同じ。）が原料として使用された普通肥料（次項に掲げるものを除く。）

この肥料には、動物由来たん白質が入つていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。

(注) 動物由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができると記載例

この肥料には、動物由来たん白質（豚に由来するもの）が入つていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。

目 次

規 則

○岐阜県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

(農産園芸課) 三四五

告 示

○令和二年度管理美容師資格認定講習会の指定

(生活衛生課) 三四六

○令和二年度管理美容師資格認定講習会の指定

(同) 三四六

公 示

○土地改良区の定款の変更認可

(西濃農林事務所) 三四七

雑 報

○「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書（岐阜県）平成二十六年八月」に基づく事後調査報告書（令和元年度）の公告

(環境管理課) 三四七

正 誤

○岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則中訂正中

(建築指導課) 三四七

○土砂災害特別警戒区域の指定中訂正

(砂防課) 三四八

○岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則中訂正

(人事委員会) 三四八

6 動物由来たん白質が原料として使用された普通肥料のうち、牛、めん羊又は山羊に由来する動物由来たん白質が原料として使用されたもの又は原料事情等により使用する場合があるもの		この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。 (注) 牛等由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができる。 記載例 この肥料には、牛等由来たん白質（牛又は豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。	
附 則 この規則は、公布の日から施行する。		告 示	
岐阜県告示第二百五十九号 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により令和二年度管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。 令和二年六月三十日 岐阜県知事 古 田 肇 一 主催者の名称及び住所 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 上原 至雅			

東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルB棟九階		
二 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所 愛知県名古屋市中区上前津二丁目一〇番二八号美容あいち会館一階		
三 開催日等		
開催年月日	講習内容	開催場所
令和 二・一・二	公衆衛生 衛生管理	岐阜市神田町二丁目一番地 岐阜商工会議所会館
同 一・一・九	衛生管理	同
同 一・一・一六	衛生管理	同

四 受講料 一万六千円		
岐阜県告示第二百六十号 美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により令和二年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。 令和二年六月三十日 岐阜県知事 古 田 肇 一 主催者の名称及び住所 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 上原 至雅 東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルB棟九階 二 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所 愛知県名古屋市中区上前津二丁目一〇番二八号美容あいち会館一階		
開催年月日	講習内容	開催場所

令和 二・一・二		公衆衛生	岐阜市神田町二丁目二番地
同	一一・九	衛生管理	岐阜商工会議所会館
同	一一・一六	衛生管理	同

四 受講料
一万六千円

公 示

○土地改良区の定款の変更認可
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。
令和二年六月三十日
岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
中 須 川 土 地 改 良 区	令和 二・ 六・二二

雑 報

○「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書（岐阜県）平成二十六年八月」に基づく事後調査報告書（令和元年度）の公告
岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）第三十八条第一項の規定により事後調査報告書を作成したので、同条例第三十八条の二第一項の規定により、次のとおり公告します。

令和二年六月三十日
東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金 子 慎

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
1 事業者の名称 東海旅客鉄道株式会社
2 代表者の氏名 代表取締役社長 金子 慎
3 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目一番四号

二 対象事業の名称及び種類
1 名称 中央新幹線品川・名古屋間
2 種類 新幹線鉄道の建設（環境影響評価法第一種事業）

三 事後調査報告書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間
1 縦覧場所
岐阜県環境生活部環境管理課、多治見市役所環境文化部環境課、中津川市役所リニア都市政策部リニア対策課、瑞浪市役所総務部企画政策課、恵那市役所建設部リニアまちづくり課、土岐市役所総務部行政経営課、可児市役所建設部都市計画課、御嵩町役場総務部企画課、東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（岐阜）及び東海旅客鉄道株式会社岐阜工事事務所多治見分室
2 縦覧期間 令和二年七月一日（水）から令和二年七月三十日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
3 縦覧時間 午前九時から午後五時まで（縦覧場所によっては異なることがあります。）

四 インターネットによる公表
事後調査報告書は、当社ホームページ（<https://jr-central.co.jp/>）においてもご覧いただけます。

五 問合せ
1 問合せ先 東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（岐阜）
中津川市桃山町二番八二
TEL 〇五七三―六四―二〇三九
2 受付日時 毎日午前九時から午後五時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

。正 誤

(原稿誤り)

令和二年四月七日第九十四号 岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則中訂正
「三三三頁上段後から五行目中「令和元年二月二十八日号外^(四)」は、「令和二年二月二十
八日号外^(四)」の誤り。

。正 誤

(原稿誤り)

令和二年四月二十八日第九十九号 土砂災害特別警戒区域の指定（岐阜県告示第二百

二号二六三頁下段の表中

gandogaya	揖斐郡揖斐川町坂内広瀬	次の図の
高谷	揖斐郡揖斐川町東横山	次の図の

とあり
土石流

は、

gandogaya

揖斐郡揖斐川町坂内広瀬

とあり
土石流

次の図のとおり
土石流

の誤り。

。正 誤

(原稿誤り)

令和二年四月一日号外^(六) 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する
規則（岐阜県人事委員会規則第十二号）八頁上段後から五行目中「~~第廿二頁~~」は
「~~及び第廿二頁~~」の、同段後から六行目中「~~第廿二頁~~」は「~~第廿二頁~~」の誤り。

令和二年六月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんとびあ十三丁
岐阜文芸社